

令和6年度事業報告

令和6年の県内における刑法犯の認知件数は11,385件で、前年（令和5年）と比較して198件減少したものの、2年続けて1万件を超え、特に高齢者等を狙った特殊詐欺の被害は、被害件数が374件、被害額は約15億円を超えるなど、県民の安全を脅かす犯罪が依然として高水準で発生し、「安全で安心な地域社会の実現」には、地域を挙げての一層の対策が必要であった。

こうした中、宮城県防犯協会連合会（以下「県防連」）では、公益事業として掲げた「安全・安心まちづくり等推進事業（公益事業1）」、「風俗環境浄化事業（公益事業2）」及び収益事業として掲げた「物品斡旋等事業」について、警察、自治体及び地区防犯協会等の関係機関と連携し、効果的かつ効率的な事業運営に努めた。

第1 安全・安心まちづくり等推進事業（公益事業1）

県防連は県民が不安に感じる犯罪、なかでもSNSの闇バイトサイトで集められた匿名・流動型犯罪グループ等による強盗や特殊詐欺、子供・女性を対象とした強制わいせつや盗撮等の性犯罪、さらには少年非行の入口事件と言われている万引きや乗り物盗等を未然に防止し、誰もが安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、関係団体等と連携した各種防犯活動を積極的に推進した。

1 各団体が行う防犯活動に対する協力援助

(1) 防犯団体相互の連絡調整

地区防犯協会及び防犯ボランティア団体等と連携し、防犯活動の活性化やネットワーク化に努めるとともに、他の関係機関や団体が主催する会議、研修会等への出席を通じて、情報交換や提言を行った。

また、地区防犯協会や防犯ボランティア団体等による活動を県防連のホームページに掲載し、広く県民に紹介するとともに、各防犯団体における活動の参考とした。

(2) 若い世代の参加促進を図るためのヤング防犯ボランティア活動に対する支援

新たに結成されたボランティア団体はなかったが、「ボラリス宮城」等既存のボランティア団体の活動に対する支援を継続的に実施した。

(3) 青色回転灯付き防犯パトロール車の運用促進

現在、県内では、全国防犯協会連合会（以下「全防連」）を通じ、日本宝くじ協会から寄贈を受けた青色回転灯付き防犯パトロール車「宝くじ号」（以下「青パト」）を15台運行しており、それぞれ管内の実情に応じて効果的に活用した。

また、県内で運用している青パトについて、回転灯の交換（更新）を希望する団体に対し、県防連が保有する青色回転灯を無償で提供した。

2 防犯対策の推進及び防犯思想の啓発に関する活動

(1) 全国地域安全運動宮城県大会の開催

県防連では令和6年10月11日から20日までの間、全防連等が主催して実施した全国地域安全運動期間中、県や県警と連携して各種活動を展開し、県民の防犯意識の向上に努めた。

また、10月10日、太白区文化センターにおいて「全国地域安全運動宮城県大会」を開催した。

(2) 季節地域安全運動の実施

10月に実施した全国地域安全運動のほかに、春（4月15日～5月14日）、夏（7月15日～8月25日）及び年末年始（12月1日～1月7日）の時期に、期間と重点を定めて地域安全運動を実施した。

(3) ホットスポットパトロール実戦塾の開催

地域において自主防犯活動を実施しているボランティア団体と警察との連携を強化し、防犯活動をより効果的に実践するため、令和7年1月29日、「大河原町芸術文化センター（えずこホール）」において「ホットスポットパトロール実戦塾」を開催した。

(4) 防犯指導隊連絡協議会会員協議会の開催

地域における自主防犯体制を整備し、防犯団体における活動の活性化を図るため、令和6年10月3日、多賀城市文化センターにおいて、6年ぶりに「防犯指導隊連絡協議会会員協議会」を開催した。

(5) 広報紙の発行等

県防連の会員及び関係機関、団体等に、全防連が発行する月刊誌「安心な街に」、県防連が発行する機関紙「防犯みやぎ」及びリーフレット「犯罪と防犯」を配布したほか、住民の防犯意識の向上に向けて広報啓発用資料を制作し、地区防犯協会を通じて配布した。

(6) 防犯作文及びポスターの募集

青少年の規範意識の向上と防犯意識の啓発を目的に、県内の小中高等学校の児童、生徒を対象と、防犯作文・ポスターの募集を行い、令和6年8月20日（火）、部外審査員と警察本部幹部による審査会を開催し、優秀作品を選考して全国地域安全運動宮城県大会において表彰した。

区 分	応募数	最 優 秀	優 秀	佳 作
作 文	5	1	4	0
ポ ス タ ー	64	3	26	11

(7) 防犯DVDの貸し出し等

各種犯罪被害の未然防止を図るため、地域における防犯教室や研修会等で活用する25種類の広報用DVDを準備し、その内容や貸出要領等をホームページに掲載して積極的な活用を促し、のべ49回の貸し出しを行った。

3 青少年の非行防止と健全育成に関する活動

(1) 関係機関と連携した非行防止活動及び活動支援

次代を担う少年の非行防止と健全育成を図るため、警察、自治体及び地区防犯協会等と連携し、少年の立ち直り支援や非行少年を生まない社会づくり活動を推進、支援した。

(2) 少年を守る環境浄化重点地区活動に対する支援

少年の健全育成を目的に、警察本部が「少年を守る環境浄化重点地区」として指定した仙台市青葉区国分町地区における少年の非行防止活動を支援するため、仙台中央地区防犯協会連合会に対して所要の助成を行った。

指 定 地 区 名	指定機関（期間）	関 係 機 関
仙台中央地区防犯協会連合会 （仙台市青葉区国分町地区）	警 察 本 部 指 定 （1年・継続）	仙 台 中 央 警 察 署 （仙 台 市 青 葉 区）

(3) 万引き防止活動

警察や万引き防止対策協議会等と連携し、「万引き防止3ない運動（しない・させない・許さない）」や「万引きは犯罪である」等のスローガンを前面に出した活動を推進した。

4 銃器薬物犯罪の根絶及び暴力団排除に向けた諸対策の推進

銃器薬物事犯については、依然暴力団関係者の占める割合が多いほか、最近はインターネットを利用した犯罪の広がりも懸念されることから、警察や宮城県暴力団追放推進センター（以下「暴追センター」）と連携して各種広報啓発活動を推進した。

また、風俗営業からの暴力団排除を徹底するため、県防連が公安委員会からの委託を受けて実施している風俗営業管理者講習において、県警や暴追センターの担当者とともに講話を実施した。

5 犯罪の予防検挙に対する協力援助

(1) 特殊詐欺被害防止活動

令和6年の本県における特殊詐欺の被害件数は374件、被害総額は15億7,200万円に達しており、前年比で件数にして22件、額にして約6億円の増加となった。

また、被害者の多くが高齢者であることから、その被害を防止するため、警察や関係機関と連携し、県内の医療機関の院内テレビを活用した防犯情報のスポット放映を実施したほか、被害防止を呼び掛ける広報用チラシ等の作成・配布、さらには金融機関やスーパー、コンビニ等の利用者を対象とした「被害防止キャンペーン」を展開するなど、多角的な活動を推進した。

(2) 侵入盗犯防止活動

令和6年の本県における侵入窃盗の認知件数は782件で、全刑法犯の6.8%を占めたが、警察や関係機関と連携し、被害実態を広く県民に知らせるとともに、侵入盗被害防止に向けて「3かけ運動（カギかけ・気かけ・声かけよう）」を呼びかけるなど、自主防犯意識の啓発に努めた。

(3) 子供・女性安全対策活動

子供・女性を対象とした声がけ、盗撮及び痴漢等の犯罪が後を絶たず、これらの事案は凶悪事件に発展するおそれがあることから、警察や自治体等と連携して、子どもの見守り活動や防犯パトロール等を積極的に推進した。

(4) 職域防犯組織に対する協力援助

多くの企業が社会貢献活動の一環として、犯罪の抑止に向けた「防犯CSR活動」を推進しており、こうした企業に対して、積極的に防犯情報の提供や指導等を行い、職域防犯団体による防犯活動の活性化と地域における自主防犯活動の充実強化を図った。

6 表彰及び保険制度の加入事業

(1) 表彰事業の実施

多年にわたり地域の防犯活動に積極的に貢献したと認められる団体・個人、県民への防犯意識の普及を目的とした防犯作文・ポスターコンクールの入選者及び「防犯CSR活動」優良団体等に対して表彰を行い、防犯意識の高揚と自主防犯活動の充実強化を図った。

ア 全国地域安全運動宮城県大会における表彰（令和6年10月10日）

表 彰 別	表 彰 者	表 彰 数
防犯功労団体	県防連会長・警察本部長（連名）	17団体
防犯功労者		72名
自主防犯ボランティア活動推進功労団体		9団体
防犯作文・ポスター入選者		34名
企業等による防犯CSR活動表彰企業		11団体

イ 全国地域安全運動中央大会における表彰（令和6年9月26日）

表 彰 別	表 彰 者	表 彰 数
防犯栄誉金章	警察庁長官・全防連会長（連名）	1名
防犯栄誉銀章		2名
防犯栄誉銅章	全防連会長	6名
功労ボランティア団体		1団体

ウ 東北防犯協会連絡協議会における表彰（令和6年6月25日）

表 彰 別	表 彰 者	表 彰 数
優良防犯団体	東北管区警察局長・東北防連協議会長（連名）	3団体
防犯功労者		12名

(2) 保険加入事業の実施

地区防犯協会の隊員の活動中における災害補償の充実を図るため、県防連では普通傷害保険に加入するとともに、地区防犯協会に対して、全防連が民間の損害保険会社と提携している補償制度への加入促進を図った。

令和6年度は防犯活動中における事故により、2件の傷害保険申請があった。

ア 普通傷害保険（契約者：県防連）

区 分			保 険 金 額
保険金額	傷 害	死亡・後遺障害	3,000,000 円
		入院保険金日額	4,500 円
		通院保険金日額	2,500 円
特 記 事 項		2 3 名 限 定	

イ 防犯協会員団体総合補償保険（取扱：全防連）

区 分		A 型	B 型	C 型	
保険金額	傷 害	死亡・後遺障害	3,000,000 円	6,000,000 円	15,000,000 円
		入院保険金日額	3,000 円	6,000 円	7,500 円
		通院保険金日額	1,000 円	2,000 円	5,000 円
	賠 償	対 人 賠 償	1 名 2,000 万円 1 事故 1 億円		
		対 物 賠 償	1 事故 200 万円		
保 險 料		165 円	305 円	635 円	

7 防犯施設の拡充整備

県防連では犯罪の起きにくい環境づくりを目的に、街頭犯罪の発生が懸念される公道（国道を除く）に対して防犯灯設置を促進するための補助を行っているが、令和6年度は3地区防犯協会からの申請に基づき、6か所について防犯灯設置費用の一部を助成した。

8 自転車防犯登録事業

(1) 自転車防犯登録の促進と迅速・的確な登録業務の推進

令和6年6月1日から自転車防犯登録要領を改正し、防犯登録料を600円から800円に、有効期間を7年から10年に設定したほか、警察庁の主導による自転車防犯登録制度の全国統一化に向けて、令和7年2月1日から登録カードの様式を変更した。

なお、令和6年度における自転車の防犯登録台数は63,410台であり、前年度と比較して10,362台減少した。

(2) 自転車盗難防止のための広報啓発活動の推進

令和6年の本県における自転車盗の被害件数は1,967件で、全刑法犯の17.2%を占め、このうち74.8%が無施錠であった。

自転車盗難防止と速やかな被害回復を図るため、警察や県自転車組合と連携し、自転車防犯登録の確実な実施に向けて、チラシ等を活用した防犯キャンペーンを実施した。

9 会議等の開催

(1) 会議

会 議 名	開 催 日	開 催 場 所
第1回理事会	令和6年5月 8日	宮城県多賀城分庁舎
通常総会	令和6年5月28日	ホテル白萩
第2回理事会	令和7年3月26日	宮城県多賀城分庁舎

(2) 各種大会等

大 会 名	開 催 日	開 催 場 所
全国地域安全運動宮城県大会	令和6年10月10日	太白区文化センター
防犯指導隊連絡協議会会員協議会	令和6年10月 3日	多賀城市文化センター
ホットスポットパトロール実戦塾	令和7年 1月29日	大河原町芸術文化会館

(3) その他会議への参加

関係機関・団体等が主催する防犯関係の会議や大会に積極的に参加したほか、防犯ボランティア団体との緊密な連携を図って情報交換を行うなど、総合的な防犯対策の推進に努めた。

第2 風俗環境浄化事業（公益事業2）

県防連は、昭和60年2月13日、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営適正化法」）第39条第1項の規定に基づき、公安委員会から「風俗環境浄化協会」の指定を受け、善良な風俗の保持及び風俗環境の浄化並びに少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため、風営適正化法第39条第2項に掲げる事業を推進した。

1 風俗環境に関する苦情処理

風俗営業の健全化や利用者保護のため、一般から寄せられる風俗営業に関する苦情・相談及び要望等に対して、適切な取扱い（処理）をするための体制を整備するとともに、ホームページに掲載して広く周知を図っている。

令和6年度における苦情事案の取扱いはなかった。

2 風俗に関する法令遵守のための啓発活動

(1) 管理者講習における啓発活動

風俗営業所の管理者を対象とした風俗営業管理者講習を7回開催し、231人の管理者に対して風俗営業の健全営業に向けた指導を行うとともに、警察や暴追センターの担当者とともに、講話を実施して暴力団の排除に向けた意識の醸成を図った。

(2) 立ち入りにおける啓発活動

県遊技業協同組合との連携による風俗営業所（ぱちんこ店）に対する立ち入りを通じ、健全営業に向けた指導、啓発を行った。

3 少年指導委員に対する活動援助

風俗営業の事業者に対して、少年指導委員が少年を有害環境から守ることを目的として営業所への立ち入りや補導活動を行う際に、その活動に積極的に協力するよう要請した。

4 善良の風俗の保持及び風俗環境浄化並びに少年の健全育成に資するための自主的な組織活動に対する協力援助

(1) ポラリス宮城に対する協力援助

少年の規範意識の向上と非行防止活動を目的に活動している大学生ボランティア「ポラリス宮城」に対し、その活動促進を図るため、所要の助成を行った。

(2) 少年補導員協会に対する協力援助

警察署長及び地区防犯協会長の委嘱により少年の健全育成と非行防止を目的に少年補導活動を行っている「少年補導員協会」に対し、その活動促進を図るため、所要の助成を行った。

(3) 地区防犯協会連合会の風俗環境浄化事業に対する協力援助

少年の健全育成を図ることを目的に各種の風俗環境浄化事業を行っている地区防犯協会に対し、それぞれの活動を促進するため、所要の助成を行った。

5 宮城県公安委員会から委託を受けた講習、調査の実施

(1) 風俗営業所の管理者に対する講習の実施

公安委員会の委託を受け、風営適正化法第24条第6項の規定に基づき、風俗営業の適正化を促進するため、次表のとおり、風俗営業所の管理者に対する管理者講習（定期講習）を実施した。

実施年月日	受講総人員	業 種 別		講習対象地区（警察署管内）
		接待飲食等営業	ぱちんこ屋等	
R6. 6月19日	27人	27人	0人	仙台中央、若林、塩釜
7月31日	19人	19人	0人	鳴子、加美
8月27日	21人	21人	0人	大河原、白石、角田、亘理
9月25日	30人	30人	0人	仙台南、北、東、泉、岩沼
11月6日	36人	0人	36人	仙台中央、南、東、若林、大和
12月4日	47人	47人	0人	仙台中央、南、北
R7. 2月26日	51人	51人	0人	仙台中央、南、北
計	231人	195人	36人	
前年度比	+19人	+67人	-48人	

(2) 風俗営業所に対する構造設備等の調査の実施

公安委員会の委託を受け、風営適正化法に定める風俗営業所の構造、設備の基準適合の有無について、次表のとおり調査を実施した。

調 査 総 件 数		カフェー等	ぱちんこ屋	まあじゃん屋	特定遊興	ゲーム場
7 4件		6 7件	1 件	2 件	1 件	3 件
前年度比	-9 件	-1 1 件	-1 件	± 0 件	± 0 件	+ 3 件

第3 物品斡旋等事業（収益事業）

1 古物・質屋営業適正化事業

古物・質屋営業法は、窃盗その他の犯罪の防止及び迅速な被害回復を目的として、古物・質屋営業許可業者に適正な営業を営ませるため、国家公安委員会規則が定める様式の「古物・質屋商許可標識」の掲示及び古物営業の従事者が営業者に代わって営業する場合に、同規則が定める様式の「行商従業者証」の携帯を義務付けていることから、県防連では許可業者の依頼を受け、「古物商許可標識」等を斡旋、交付する事業を行っている。

なお、県防連では古物営業許可業者から注文を受けた標識について、取りまとめて作製業者に発注し、令和6年度は納品された古物標識23枚を有償で交付した。

質屋許可標識の取扱いはなかった。

2 物品斡旋事業

(1) 地区防犯協会連合会に対する広報用資材等の斡旋

県防連では、安全・安心なまちづくりを推進するための防犯用広報資材を下表のとおり地区防犯協会に斡旋し、自主防犯活動の活性化を図った。

令和6年度の取扱い下表のとおり。

品 名	数 量
地域安全腕章	80枚
安心な街に	144部
防犯手帳	1,252部
防犯カレンダー	896部

(2) 風俗営業所に対するステッカー等の斡旋

県防連では、宮城県公安委員会の許可を受けた風俗営業所に対して掲示を推奨している「風俗営業ステッカー」と風営適正化法により掲示義務のある年少者の立入りを禁止するための「18歳未満立入禁止ステッカー」を斡旋し、店舗への掲示を促すことにより、風俗環境浄化活動を促進した。

令和6年度の取扱い下表のとおり。

品 名	数 量
風俗営業ステッカー	14枚
18歳未満立入禁止ステッカー	12枚
深夜酒類提供ステッカー	39枚